

2010.7.12
公務員連絡会
賃金・労働条件専門委員会
議題（抜粋）

国の日々雇用の非常勤職員制度の見直し案に対する取組みについて

われわれは今回の国の非常勤制度の見直しに当たり、「日々雇用制度を廃止し、実際に雇用の安定に結びつく新たな制度」を実現するよう求めて取組みを強めてきた。今回の日々雇用制度を廃止し期間業務職員制度を新設する人事院規則改正案は、①雇用期間の上限設定等の規定を設けさせなかつたこと②退職手当の支給や共済制度(又は民間の社会保険)への加入の道が開かれたこと③育児休業制度、介護休暇制度の適用が確実となつたこと、などから、不十分な側面もあるが、これまでの取組みのギリギリの到達点として受け止めることとする。

そのことを踏まえ、今後の規則改正に向けて次の通り取り組むこととする。

- ①人事院規則のパブリックコメントに対しては、特段の組織的対応は行わず、見守ることとする。
- ②今回の規則改正に対しては、今後もなお粘り強くわれわれの要求の実現(例えば条件付き採用期間の廃止等)を求めて取組みを強め、規則改正前に最終的な交渉を行い、一定の区切りを付ける。
- ③国公関係構成組織は、規則改正を踏まえ、当該当局に対して非常勤職員の雇用安定についての要求書等を提出し、交渉を強化する。
- ④地方公務員への影響問題については、国の規則改正を踏まえ、別途、地公部会で対応を強化する。
- ⑤公務員連絡会としては、引き続き人事院に対して育児・介護の適用問題や抜本改善に向けた取組みなどについて交渉を強める。総務省に対して退職手当制度、財務省に対して共済制度の適用等を求める。